

重要：長期(31日以上)入構取り扱いについて

2015/04/28

平成27年度以降の長期入構 申込(31日以上)においては、以下の通りの対応を行いますのでご協力くださるようよろしくお願いいたします。

申請方法及び今年度より始めます年度中の入構確認につきましては、以下及び案内(PDF)をご覧ください。

### 1.申請方法

ユーザーは、利用者支援システムから、「J-PARC 入構申込書」を提出して下さい。

申請できる入構期間の最長は、当該年度末迄です。

受入担当職員は、J-PARC ユーザーズオフィス宛てに、当該ユーザーが職員同様の頻度で当該期間において入構予定であること及び理由(作業内容等)を、電子メールにて連絡して下さい。

2.ユーザーは年度の入構初日に、ユーザーズオフィスにて、次の手続きを行います。

- ・安全教育を受講いただきます。
- ・IDカード等、必要な物品をお受け取り下さい。(IDカードは入構期間中本人が管理・所持して下さい。)

### 3.入構期間中の確認(ユーザーの方)

入構期間中に以下の2点を行って下さい。または、毎日入構する毎に、ユーザーズオフィスでの業務時間内にユーザーIDカードの受け渡しを行ってください。

#### ①IDカードの提示

毎月末毎に、J-PARC ユーザーズオフィスにお越し頂きユーザーIDカードのご提示をお願いします。

ユーザーズオフィススタッフが、ご本人及びIDカードの所持を確認いたします。

#### ②入構日の申告

入構の都度、入構日を登録して下さい。

入構日の登録方法：

ユーザーズオフィス窓口にて、登録して下さい。またはイントラ接続が出来る方は、別途ユーザーズオフィスからご案内しますサーバ上で、入構日を登録して下さい。サーバは、JLAN イントラ上にあります

#### ※重要※

IDカード確認や、入構日の登録等がされない場合、入構期間中の途中でも入構手続き取り消しを行う場合があります。

#### ※重要※

IDカード確認や、入構日の登録等がされない場合、入構期間中の途中でも入構手続き取り消しを行う場合があります。